毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
4月1日
（金曜日）

目　次

○訓令
山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）……一

訓令

山口県訓令第五号

庁中一般
各出先機関
会計管理局
山口県教育庁
各教育機関
山口県警察本部
各警察署
山口県議会事務局
山口県監査委員事務局
山口県人事委員会事務局
山口県労働委員会事務局

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

山口県知事　村岡嗣政

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県事務決裁規程（昭和四十四年山口県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「及び会計管理者（会計課長が軽易と認める事案にあつては、会計課長。以下この条において同じ。）」を削り、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　条例、規則、訓令及び告示の制定及び改廃に関すること（予算に関係のあるものに限る。）。　会計管理者（会計課長が軽易と認める事案にあつては、会計課長。以下この条において同じ。）

第八条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「総務部長及び」を削り、同号を同条第四号とし、同条中第七号を第五号とし、第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、同条第十一号中「あるもの」の下に「（別に定めるものを除く。）」を加え、同号を同条第八号とする。

別表第一の1の表1の項の(1)のアの(ア)中「会計課長」を削り、同項の(1)のアの(エ)を次のように改める。

(エ)	委託料	400万円以上の場合		○		会計課長
		100万円以上400万円未満の場合			○	会計課長
		100万円未満の場合				

別表第一の1の表1の項の(1)のアの(オ)中「会計管理者（会計課長経由）」を「会計課長」に改め、同項の(1)のアの(カ)中

「	2,000万円以上5,000万円未満の場合		○	総務部長（管財課長及び政策課長経由）会計管理者（会計課長経由）	」

を削り、「2,000万円未満」を「5,000万円未満」に改め、同項の(1)のアの(キ)中「会計課長　物品管理課長」を「物品管理課長」に改め、同項の(1)のアの(ク)を次のように改める。

(ク)	負担金、補助金及び交付金	負担金及び交付金	1,000万円以上の場合	○	財政課長　会計課長
			300万円以上1,000万円未満の場合	○	

		300万円未満の場合				○		
	補助金	300万円以上の場合			○			財政課長　会計課長
		300万円未満の場合				○		

別表第1の1の表1の項の(1)のアの(ケ)中「3,000万円」を「1,000万円」に、「総務部長（財政課長経由）　会計管理者（会計課長経由）」を「財政課長　会計課長」に改め、「財政課長　会計課長」を削り、同項の(1)のアの(コ)中

○			総務部長（財政課長経由） 会計管理者（会計課長経由）

を

○			財政課長　会計課長

に改め、同項の(1)のアの(サ)中「会計管理者（会計課長経由）」を削り、「会計課長」を「　」に、「。）　会計課長」を「。）」に改め、同項の(1)のアの(シ)中

○			総務部長（財政課長経由） 会計管理者（会計課長経由）

を

○			財政課長　会計課長

に改め、同項の(1)のアの(ス)中「総務部長（財政課長経由）　会計管理者（会計課長経由）」を「財政課長」に、「財政課長　会計課長」を「財政課長」に改め、同項の(1)のアの(セ)中「総務部長（財政課長経由）　会計管理者（会計課長経由）」を「財政課長　会計課長」に改め、同項の(1)のアの(ソ)中

1億円以上の場合			○			総務部長（財政課長経由） 会計管理者（会計課長経由）

及び「1億円未満」を削り、「財政課長　会計課長」を「財政課長」に改め、同項の(1)のイの(ア)中

○			総務部長（管財課長及び財政課長経由）

を

○			管財課長　財政課長

に改め、同項の(1)のイの(イ)及び(ウ)中

○			総務部長（管財課長及び財政課長経由） 会計管理者（会計課長経由）

を

○			管財課長　財政課長　会計課長

に改め、同項の(1)のイの(エ)中

総務部長（管財課長経由）
管財課長

を

管財課長

に改め、同項の(1)のイの(オ)中「総務部長（管財課長及び財政課長経由）　会計管理者（会計課長経由）」を「管財課長　財政課長　会計課長」に改め、同項の(1)のイの(カ)及び(キ)中

○			総務部長（財政課長経由） 会計管理者（物品管理課長経由）

を

○			財政課長　物品管理課長

に改め、同項の(1)のイの(ク)中「総務部長（財政課長経由）　会計管理者（物品管理課長経由）」を削り、

物品管理課長

を

に改め、同項の(1)のイの(ケ)及び(コ)中

○			総務部長（財政課長経由） 会計管理者（物品管理課長経由）

を

○			財政課長　物品管理課長

に改め、別表第1の2の表4の項の(9)中「総務部長（財政課長経由。以下この項において同じ。）　会計管理者（会計課長経由。以下この項にお

いて同じ。）」を「財政課長　会計課長」に改め、同項の⒁中「総務部長　会計管理者」を「財政課長　会計課長」に改め、同項の㉒中「会計課長」を削り、同項の㉝中「総務部長」を「財政課長」に改め、同表６の項の④及び⑤中「財政課長」を削り、同表７の項の⑤中「総務部長（管財課長経由。以下この項において同じ。）」を「管財課長」に改め、同項の⑥中「総務部長」を「管財課長」に改め、同項の⑦中「総務部長」を「総務部長（管財課長経由。以下この項において同じ。）」に改め、同表８の項の③、⑤及び⑨中「物品管理課長」を削る。

別表第二の５の項中①及び②を削り、③を①とし、④を②とし、同項の⑤中「150万円」を「300万円」に改め、同項中⑤を③とし、⑥を④とし、⑦を⑤とし、同項の⑧中「(7)」を「(5)」に改め、同項の⑧を同項の⑥とする。

別表第三の１の表管財課の部３の項の(1)中「○　　」を「　　○」に改め、同部６の項を次のように改める。

6　県有建物の火災保険に関する事務	(1)　火災保険の契約の締結その他の県有建物の火災保険に関すること。					○		

別表第三の２の表統計分析課の部１の項の①を削り、同項の②中「(1)に掲げる事項以外の」を削り、同項の②を同項の①とし、同表中山間地域づくり推進課の部４の項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号」に改め、同項の①中「過疎地域自立促進方針」を「過疎地域持続的発展方針」に、「第５条第１項」を「第７条第１項」に改め、同項の②を削り、同項の③中「過疎地域自立促進県計画の策定及び提出（法第７条第１項」を「過疎地域持続的発展県計画の策定等（法第９条第１項」に改め、同項の③を同項の②とし、同項に次のように加える。

(3)　(1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。					○			

別表第三の４の表環境政策課の部中19の項を21の項とし、18の項を20の項とし、同部17の項の①中「第３条第２項」を「第３条第３項」に改め、同項の④中「第12条の４第１項」を「第12条の３第１項」に改め、同項の⑤中「第12条の５」を「第12条の４」に改め、同項の⑥中「第12条の６」を「第12条の５第１項」に改め、同項の⑧中「(7)」を「(9)」に改め、同項の⑧を同項の⑩とし、同項の⑦中「第20条」を「第20条第２項」に改め、同項中⑦を⑨とし、⑥の次に次のように加える。

(7)　栄養塩類管理計画の策定（法第12条の６第１項）	○							
(8)　栄養塩類管理計画の変更（法第12条の７第１項）	○							

別表第三の４の表環境政策課の部17の項を同部19の項とし、同部16の項の⑥中「第13条の２第１項」を「第13条の２第１項、第13条の３第１項」に改め、同項の⑦中「第13条の３」を「第13条の４」に改め、同項の⒂中「第23条第４項」を「第23条第３項」に改め、同項を同部18の項とし、同部15の項中②を削り、③を②とし、④から⑪までを③から⑩までとし、同項の⑫中「⑪」を「⑩」に改め、同項の⑫を同項の⑪とし、同項を同部17の項とし、同部中14の項を16の項とし、８の項から13の項までを二項ずつ繰り下げ、７の項を８の項とし、同項の次に次のように加える。

9　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1)　技術基準適合命令（法第18条第１項）			○				
	(2)　(1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。					○		

別表第三の４の表環境政策課の部中６の項を７の項とし、５の項を６の項とし、４の項を５の項とし、同部３の項中②を削り、③を②とし、④を③とし、⑤を④とし、同項の⑥中「(5)」を「(4)」に改め、同項の⑥を同項の⑤とし、同項を同部４の項とし、同部２の項の次に次のように加える。

3　環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1)　認定の取消し（法第20条の６第１項）			○				
	(2)　(1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。					○		

別表第三の４の表生活衛生課の部12の項の④中「第59条第１項」を「第64条第１項」に改め、同部中23の項を24の項とし、22の項の次に次のように加える。

23　愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以	(1)　愛玩動物看護師養成所の指定（法第31条第２号）			○				

下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(2) 変更の承認（愛玩動物看護師養成所指定規則（令和3年農林水産省・環境省令第7号。以下この項において「省令」という。）第3条第1項）		○		
	(3) 報告の徴収及び指示（省令第6条）		○		
	(4) 愛玩動物看護師養成所の指定の取消し（省令第7条）		○		
	(5) (1)から(4)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。			○	

別表第三の4の表自然保護課の部2の項の(1)中「○□□」を「□□○」に改め、同部3の項中(9)を削り、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を削り、(13)を(11)とし、(14)から(21)までを(12)から(19)までとし、同項の(22)中「○□□」を「□□○」に改め、同項中(22)を(20)とし、(23)から(35)までを(21)から(33)までとし、同項の(36)中「(35)」を「(33)」に改め、同項の(36)を同項の(34)とし、同部5の項中(14)を削り、(15)を(14)とし、(16)から(22)までを(15)から(21)までとし、同項の(23)中「(22)」を「(21)」に改め、同項の(23)を同項の(22)とし、同部に次のように加える。

6 山口県希少野生動植物種保護条例（平成17年山口県条例第8号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務	(1) 希少野生動植物種保護基本方針の決定（条例第4条第1項）		○		
	(2) 指定希少野生動植物種の指定（条例第5条第1項）		○		
	(3) 生息地等保護区の指定及び指定に係る指針の決定（条例第12条第1項、第2項）		○		
	(4) 管理地区等の指定及び指定の解除（条例第15条第1項、第3項）	○			
	(5) 損失の補償（条例第21条第1項）		○		
	(6) 保護増殖事業計画の決定（条例第22条第1項）		○		
	(7) (1)から(6)までに掲げる事項以外の条例の施行に関すること。			○	

別表第三の5の表厚政課の部1の項の(12)中「(11)」を「(15)」に改め、同項中(12)を(16)とし、(16)の前に次のように加える。

	(13) 社会福祉連携推進認定（法第125条）		○		
	(14) 代表理事の選定及び解職の認可（法第142条）		○		
	(15) 社会福祉連携推進認定の取消し等（法第145条第1項―第3項）		○		

別表第三の5の表厚政課の部1の項中(11)を(12)とし、(6)から(10)までを(7)から(11)までとし、同項の(5)中「第56条第3項、第4項」を「第56条第7項、第8項」に改め、同項の(5)を同項の(6)とし、同項の(4)中「第49条第2項」を「第50条第3項、第54条の6第2項」に改め、同項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、同項の(2)中「仮理事」を「一時役員の職務を行うべき者」に、「第39条の3」を「第45条の6第2項」に改め、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 一時評議員の職務を行うべき者の選任（法第142条第2項）		○			

別表第三の5の表厚政課の部15の項の(1)中「第39条第1号―第3号」を「第40条第2項第1号―第3号、第5号」に改め、同表健康増進課の部9の項の(11)中「(10)」を「(11)」に改め、同項中(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 入院患者又は結核患者の療養費の支給の決定（法第142条第1項）				○	保健所

別表第三の5の表薬務課の部2の項の(2)中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改め、同項の(7)中「第28条第3項」を「第28条第4項」に改め、同項の(9)中「第35条第3項」を「第35条第4項」に改め、同項の(18)中「医薬品等の製造業者」を「医薬品の製造販売業者等」に改め、同項の(23)中「(22)」を「(24)」に改め、同項中(23)を(25)とし、(22)を(24)とし、(24)の前に次のように加える。

(23) 地域連携薬局等の認定証の書換え交付及び再交付（政令第2条の8、第2条の9）	下関市の区域に存する営業所等に係るもの			○	
	その他の区域に存する営業所等に係るもの				○ 保健所

別表第三の5の表薬務課の部2の項の(21)中「第1条の5、第1条の6」を「第1条の3、第2条の4」に改め、同項の(21)を同項の(22)とし、同項の(20)中「医療機器等」を「医薬品等」に改め、同項の(20)を同項の(21)とし、同項の(19)中「取消し」を「取消し等」に改

め、同項中⒆を⒇とし、⒅の次に次のように加える。

⒆ 地域連携薬局等の認定の取消し（法第75条第4項、第5項）		○			

別表第三の5の表長寿社会課の部1の項の⑽中「(9)」を「⒀」に改め、同項中⑽を⒁とし、⒁の前に次のように加える。

⑾ 社会福祉連携推進認定（法第25条）		○			
⑿ 代表理事の選定及び解職の認可（法第142条）		○			
⒀ 社会福祉連携推進認定の取消し等（法第145条第1項—第3項）		○			

別表第三の5の表長寿社会課の部1の項中(9)を⑽とし、(6)から(8)までを(7)から(9)までとし、同項の(5)中「第56条第3項、第4項」を「第56条第7項、第8項」に改め、同項の(5)を同項の(6)とし、同項の(4)中「第49条第2項」を「第50条第3項、第54条の6第2項」に改め、同項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、同項の(2)中「仮理事」を「一時役員の職務を行うべき者」に、「第39条の3」を「第45条の6第2項」に改め、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 一時評議員の職務を行うべき者の選任（法第42条第2項）		○			

別表第三の5の表長寿社会課の部3の項の(3)中「認知症対応型老人協同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改め、同項の(7)中「(6)」を「(7)」に改め、同項中(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) 県老人福祉計画の策定（法第20条の9第1項）		○			

別表第三の5の表長寿社会課の部8の項の㉓中「㉒」を「㉓」に改め、同項中㉓を㉔とし、㉒を㉓とし、㉑を㉒とし、⑳の次に次のように加える。

㉑ 県介護保険事業支援計画の策定（法第118条第1項）		○			

別表第三の5の表障害者支援課の部1の項の⑽中「(9)」を「⒀」に改め、同項中⑽を⒁とし、⒁の前に次のように加える。

⑾ 社会福祉連携推進認定（法第25条）		○			
⑿ 代表理事の選定及び解職の認可（法第142条）		○			
⒀ 社会福祉連携推進認定の取消し等（法第145条第1項—第3項）		○			

別表第三の5の表障害者支援課の部1の項中(9)を⑽とし、(6)から(8)までを(7)から(9)までとし、同項の(5)中「第56条第3項、第4項」を「第56条第7項、第8項」に改め、同項の(5)を同項の(6)とし、同項中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、同項の(2)中「仮理事」を「一時役員の職務を行うべき者」に、「第39条の3」を「第45条の6第2項」に改め、同項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 一時評議員の職務を行うべき者の選任（法第42条第2項）		○			

別表第三の5の表障害者支援課の部3の項の(1)中「身体障害者手帳の交付（法第15条第4項」を「医師の指定及び身体障害者手帳の交付（法第15条第1項、第4項」に改め、同部5の項の(5)中「(4)」を「(6)」に改め、同項中(5)を(7)とし、(2)から(4)までを(4)から(6)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 指定自立支援医療機関の指定（法第54条第2項）			○	山口県身体障害者更生相談所	
(3) 指定自立支援医療機関等に対する報告の徴収及び検査（法第66条第1項）				◎	

別表第三の5の表リハビリ政策課の部1の項の⑽中「(9)」を「⒀」に改め、同項中⑽を⒁とし、⒁の前に次のように加える。

⑾ 社会福祉連携推進認定（法第25条）		○			
⑿ 代表理事の選定及び解職の認可（法第142条）		○			
⒀ 社会福祉連携推進認定の取消し等（法第145条第1項—第3項）		○			

別表第三の5の表リハビリ政策課の部1の項中(9)を⑽とし、(6)から(8)までを(7)から(9)までとし、同項の(5)中「第56条第3項、第4項」を「第56条第7項、第8項」に改め、同

項の⑸を同項の⑹とし、同項の⑷中「第49条第２項」を「第50条第３項、第54条の６第２項」に改め、同項中⑷を⑸とし、⑶を⑷とし、同項の⑵中「仮理事」を「一時役員の職務を行うべき者」に、「第39条の３」を「第45条の６第２項」に改め、同項中⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　一時評議員の職務を行うべき者の選任（法第42条第２項）			○				

別表第三の５の表こども家庭課の部１の項の⑽中「⑼」を「⒀」に改め、同項中⑽を⒁とし、⒁の前に次のように加える。

⑾　社会福祉連携推進認定（法第25条）			○				
⑿　代表理事の選定及び解職の認可（法第42条）			○				
⒀　社会福祉連携推進認定の取消し等（法第45条第１項－第３項）			○				

別表第三の５の表こども家庭課の部１の項中⑼を⑽とし、⑹から⑻までを⑺から⑼までとし、同項の⑸中「第56条第３項、第４項」を「第56条第７項、第８項」に改め、同項の⑸を同項の⑹とし、同項の⑷中「第49条第２項」を「第50条第３項、第54条の６第２項」に改め、同項中⑷を⑸とし、⑶を⑷とし、同項の⑵中「仮理事」を「一時役員の職務を行うべき者」に、「第39条の３」を「第45条の６第２項」に改め、同項中⑵を⑶とし、⑴の次に次のように加える。

⑵　一時評議員の職務を行うべき者の選任（法第42条第２項）			○				

別表第三の５の表こども家庭課の部２の項の①中「の制限」を「及び小規模住居型児童養育事業の制限」に改め、同項の⑵中「第７項」を「第12項」に改め、同部３の項の⑴中「第11条第３項」を「第11条第４項」に改め、同部５の項中⑵及び⑶を削り、⑷を⑵とし、⑸及び⑹を削り、⑺を⑶とし、⑻及び⑼を削り、⑽を⑷とし、同項の⑾中「⑽」を「⑷」に改め、同項の⑾を同項の⑸とし、同表の備考１中「○印」を「○印及び◎印」に改め、同備考中２を３とし、１の次に次のように加える。

２　決裁権者欄に◎印を付した事務は、本庁と出先機関の共管とする。

別表第三の７の表観光政策課の部２の項の⑹中「⑸」を「⑻」に改め、同項の⑹を同項の⑼とし、同項の⑸中「第23条第１項」を「第64条第１項」に改め、同項中⑸を⑻とし、⑷の次に次のように加える。

⑸　旅行サービス手配業者の登録の拒否（法第26条）			○				
⑹　業務改善命令（法第36条）			○				
⑺　登録の取消し等（法第37条）			○				

別表第三の７の表観光政策課の部３の項の⑴を次のように改める。

⑴　地域通訳案内士育成等計画の策定等（法第54条第１項、第６項）		○					

別表第三の７の表観光プロジェクト推進室の部中「観光プロジェクト推進室」を「観光プロモーション推進室」に改め、同部２の項の⑵中「第４条第２項」を「第４条第１項」に改め、同表文化振興課の部に次のように加える。

２　文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	⑴　重要文化財に係る管理団体の指定についての同意（法第32条の２第２項）			○				
	⑵　登録有形文化財に係る所有者不明等の旨の申出（法第60条第３項）			○				
	⑶　史跡名勝天然記念物の仮指定（法第110条第１項）			○				
	⑷　史跡名勝天然記念物の仮指定の解除（法第112条第１項）			○				
	⑸　史跡名勝天然記念物に係る管理団体の指定についての同意（法第113条第２項）			○				
	⑹　国の所有に属する重要文化財等に係る管理の指定についての同意（法第172条第２項）			○				
	⑺　⑴から⑹までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。					○		
３　山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号。以下この項において「条例」という。）の施行に関する事務	⑴　県指定有形文化財の指定（条例第４条第１項）			○				
	⑵　県指定有形文化財の指定の解除（条例第５条第１項）			○				
	⑶　県指定無形文化財の指定（条例第26条第１項）			○				
	⑷　県指定無形文化財の指定の解除（条例第27条第１項）			○				

	(5) 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財の指定（条例第32条第１項）			○				
	(6) 県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財の指定の解除（条例第33条第１項）			○				
	(7) 県指定史跡名勝天然記念物の指定（条例第37条第１項）			○				
	(8) 県指定史跡名勝天然記念物の指定の解除（条例第38条第１項）			○				
	(9) 県選定保存技術の選定（条例第42条第１項）			○				
	(10) 県選定保存技術の選定の解除（条例第43条第１項）			○				
	(11) (1)から(10)までに掲げる事項以外の条例の施行に関すること。					○		
4　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下この項において「法」という。）の規定に基づく古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認に関する事務	(1) 古式銃砲又は刀剣類の登録（法第14条第１項）その他の法の規定に基づく古式銃砲及び刀剣類の登録並びに刀剣類の製作の承認に関すること。					○		

別表第三の８の表農林水産政策課の部８の項の(13)を削り、同項の(14)中「(13)」を「(12)」に改め、同項の(14)を同項の(13)とし、同部９の項の(7)中「第85条の９第３項」を「第85条の13第３項」に改め、同項の(13)を削り、同項の(14)中「(13)」を「(12)」に改め、同項の(14)を同項の(13)とし、同表ぶちうまやまぐち推進課の部１の項の(1)を削り、同項の(2)中「(1)に掲げる事項以外」を「貸付金の限度額を超えることの承認の申請（法第２条第３項第１号）その他」に改め、同項の(2)を同項の(1)とし、同部４の項の(1)から(4)までを削り、同項の(5)中「規則」を「山口県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年山口県規則第76号。以下この項において「規則」という。）」に改め、同項中(5)を(1)とし、(6)を(2)とし、同項の(7)中「から(6)まで」を「及び(2)」に改め、同項の(7)を同項の(3)とし、同部６の項の(1)を次のように改める。

(1) 沿岸漁業改善資金の貸付けの決定等（山口県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年山口県規則第66号）第８条）	貸付金の額が300万円以上のもの			○				
	貸付金の額が300万円未満のもの					○		

別表第三の８の表ぶちうまやまぐち推進課の部６の項の(2)を削り、同項の(3)中「及び(2)」を削り、同項の(3)を同項の(2)とし、同部７の項の(1)を削り、同項の(2)中「(1)に掲げる事項以外」を「貸付金の限度額を超えることの承認（法第２条第３項第１号）その他」に改め、同項の(2)を同項の(1)とし、同部８の項の(1)中「第65条）」を「第65条）その他の法の施行に関すること。」に、「○　　」を「　　○」に改め、同項の(2)を削り、同部９の項の(1)及び(2)を削り、同項の(3)中「(1)及び(2)に掲げる事項以外」を「供給価格の決定その他」に改め、同項の(3)を同項の(1)とし、同部10の項の(1)及び(2)を削り、同項の(3)中「(1)及び(2)に掲げる事項以外」を「事業場の登録（法第３条第１項）その他」に改め、同項の(3)を同項の(1)とし、同部11の項の(2)を削り、同項の(3)中「及び(2)」を削り、同項の(3)を同項の(2)とし、同部12の項の(2)を削り、同項の(3)中「及び(2)」を削り、同項の(3)を同項の(2)とし、同部14の項の(5)を削り、同項の(6)中「(5)」を「(4)」に改め、同項の(6)を同項の(5)とし、同部16の項中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同項の(1)中「第８条第１項）」を「第４条第１項）その他の法の施行に関すること。」に、「○　　」を「　　○」に改め、同表農村整備課の部１の項の(1)中「○　　」を「　　○」に改め、同表畜産振興課の部に次のように加える。

18　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第34号。以下この項において「法」という。）の施行に	(1) 措置命令等（法第15条）			○				
	(2) 認定の取消し等（法第16条第２項、第３項）			○				
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。				○			

関する事務						

別表第三の8の表水産振興課の部1の項の(1)から(6)までを削り、同項の(7)中「(1)から(6)までに掲げる事項以外」を「沿岸水産資源開発区域の指定等（法第5条第1項－第3項）その他」に改め、同項の(7)を同項の(1)とし、同部2の項中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を削り、(6)を(4)とし、(7)を(5)とし、同項の(8)中「(7)」を「(5)」に改め、同項の(8)を同項の(6)とし、同部3の項の(2)中「○」を「○」に改め、同項の(3)から(12)までを削り、同項の(13)中「から(12)まで」を「及び(2)」に改め、同項の(13)を同項の(3)とし、同部5の項の(1)を削り、同項の(2)を同項の(1)とし、同部7の項中命令（法第7条の2第2項）その他」に改め、同項の(2)を同項の(1)とし、同部7の項中(1)から(8)までを削り、(9)を(1)とし、(10)を(2)とし、(11)を(3)とし、(12)を削り、(13)を(4)とし、(14)から(25)までを(5)から(16)までとし、同項の(26)中「○」を「○」に改め、同項の(26)を同項の(17)とし、同項の(27)中「○」を「○」に改め、同項中(27)を(18)とし、(28)を(19)とし、(29)を削り、(30)を(20)とし、同項の(31)中「○」を「○」に改め、同項の(31)を同項の(21)とし、同項の(32)中「○」を「○」に改め、同項中(32)を(22)とし、(33)から(35)までを(23)から(25)までとし、同項の(36)中「○」を「○」に改め、同項中(36)を(26)とし、(37)から(39)までを(27)から(29)までとし、(40)及び(41)を削り、(42)を(30)とし、(43)から(47)までを(31)から(35)までとし、(48)及び(49)を削り、(50)を(36)とし、(51)を削り、(52)を(37)とし、(53)を(38)とし、(54)を削り、(55)を(39)とし、(56)を(40)とし、(57)を削り、(58)を(41)とし、(59)を(42)とし、同項の(60)中「(59)」を「(42)」に改め、同項の(60)を同項の(43)とし、同部9の項の(1)中「○」を「○」に改め、同部10の項の(1)中「○」を「○」に改め、同部11の項中(3)及び(4)を削り、(5)を(3)とし、同項の(6)中「(5)」を「(3)」に改め、同項の(6)を同項の(4)とし、同表漁港漁場整備課の部10の項を削り、別表第三の9の表道路建設課の部2の項の(2)中「第9条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項の(3)中「第10条第2項」を「第19条第2項」に改め、同表建築指導課の部11の項の(7)中「○」を「○」に改め、同部に次のように加える。

16	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	(1) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可（法第18条第1項）	○			

別表第三の9の表住宅課の部7の項中「平成20年法律第87号。」を加える。

別表第四会計課の部2の項の(1)中「補償、補塡（てん）及び賠償金」を「補償、補塡及び賠償金」に、「賃金　報償費」を「報償費」に改める。

附　則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年四月一日印刷
令和四年四月一日発行
発行所　山口県庁
発行人　山口県知事